

石川県公報

平成24年3月30日

第12479号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更 (財政課)	1	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	5
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の 廃止の届出 (厚生政策課)	1	石川県景観形成指導要綱等の廃止 (同)	6
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護支援事業 所の廃止の届出 (同)	2	公有水面埋立て工事のしゅん功の認可 (港湾課)	6
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅 介護事業所の廃止の届出 (同)	2	石川県収納代理金融機関の指定の一部改正 (出納室)	7
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅 介護支援事業所の廃止の届出 (同)	2	石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (同)	7
指定希少野生動植物種の指定 (自然環境課)	2	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	7
石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課)	3	第11次鳥獣保護事業計画の策定公告 (自然環境課)	7
一般国道の区域の変更 (道路整備課)	3	特定鳥獣保護管理計画の策定公告 (同)	8
県道の区域の変更 (同)	3	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	8
一般国道の供用の開始 (同)	4	市町が行う土地改良事業の施行同意公告 (経営対策課)	8
県道の供用の開始 (同)	5	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	9
		選挙管理委員会	
		石川県選挙管理委員会組織運営規程の一部改正	9
		監査委員	
		行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	9

告 示

石川県告示第154号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年石川県告示第193号)の一部を次のように変更する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第3条第2号中「要歴歴歴」の下に「歴歴歴」を加える。

第6条中「歴」を「歴」に改める。

附 則

- この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- この告示による変更後の規約(以下「変更後の規約」という。)第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

石川県告示第155号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 畝田屋	輪島市河井町 3 部71 番地	デイサービス なごやか葉 久伊	羽咋市兵庫町巳13番 地 1	平成23年 12月31日

石川県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 畝田屋	輪島市河井町 3 部71 番地	ケアサービス なごやか葉 久伊	羽咋市兵庫町巳13番 地 1	平成23年 12月31日

石川県告示第157号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 畝田屋	輪島市河井町 3 部71 番地	デイサービス なごやか葉 久伊	羽咋市兵庫町巳13番 地 1	平成23年 12月31日

石川県告示第158号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 畝田屋	輪島市河井町 3 部71 番地	ケアサービス なごやか葉 久伊	羽咋市兵庫町巳13番 地 1	平成23年 12月31日

石川県告示第159号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第140条第1項に規定する指定希少野生動植物種を次のとおり指定する。

なお、当該指定は、平成24年5月1日からその効力を生ずるものとする。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

分 類	種 名 (和 名)	科 名
動 物	ホクリクサンショウウオ	サンショウウオ科
植 物	センダイハギ	マメ科
"	ヒメヒゴタイ	キク科
"	トウカイコモウセンゴケ	モウセンゴケ科
"	イシモチソウ	"

石川県告示第160号

石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第44条第1項第5号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。

石川県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年3月30日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
416 号	小松市東山町つ10番2地先から 小松市東山町つ11番2地先まで	旧	15.32～20.20	32.3	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	14.43～25.54	32.3	
364 号	下記区間を道路区域から除外する。				南加賀土木 総合事務所 大聖寺土木 事 務 所
	加賀市山中温泉我谷町口118番3地先から 加賀市山中温泉栢野町二147番5地先まで		6.70～12.30	84.0	
249 号	下記区間を道路区域から除外する。				奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	輪島市門前町大泊壱7番地先から 輪島市門前町大泊壱1番3地先まで		1.50～22.50	166.0	
"	鳳珠郡穴水町字比良イ36番3地先から 鳳珠郡穴水町字比良ニ6番1地先まで	旧	9.15～29.95	530.4	"
		新	14.25～36.50	530.4	

石川県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年3月30日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
滝ヶ原 栄谷線	下記区間を道路区域から除外する。				南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市滝ヶ原町ナ15番1地先から 小松市滝ヶ原町167番地先まで		4.00 ~ 20.50	1,768.0	
丸山加賀線	下記区間を道路区域に編入する。				"
	小松市那谷町工41番4地先から 小松市滝ヶ原町119番1地先まで		6.14 ~ 23.40	1,707.0	
金沢小松線	下記区間を道路区域から除外する。				"
	能美市三ツ屋町口25番1地先から 能美市徳山町子35番1地先まで		5.00 ~ 34.50	1,779.9	
"	下記区間を道路区域に編入する。				"
	能美市三ツ屋町口23番1地先から 能美市湯屋町4番2地先まで		16.00 ~ 28.00	972.7	
小松鶴来線	能美市倉重町甲31番1地先から	旧	8.00 ~ 8.50	15.8	"
	能美市倉重町甲53番1地先まで	新	8.00 ~ 15.50	15.8	
松 任 宇ノ気線	下記区間を道路区域に編入する。				石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市五歩市町288番1地先から 白山市福増町144番1地先まで		27.00 ~ 82.80	1,261.0	
高松津幡線	河北郡津幡町字清水ト342番1地先から	旧	6.00 ~ 13.30	161.0	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所
	河北郡津幡町字清水ト338番1地先まで	新	9.50 ~ 13.66	161.0	
津幡宮島峡 公園線	河北郡津幡町字牛首へ193番1地先から	旧	9.82 ~ 12.13	25.7	"
	河北郡津幡町字牛首へ193番1地先まで 及び	新	10.74 ~ 15.40	25.7	
	河北郡津幡町字牛首メ29番1地先から	旧	19.93 ~ 21.47	24.6	
	河北郡津幡町字牛首メ29番1地先まで	新	19.93 ~ 22.70	24.6	
鈴ヶ嶺 矢波線	鳳珠郡能登町字鈴ヶ嶺ワ部2番1地先から	旧	7.25 ~ 9.55	40.7	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字鈴ヶ嶺ワ部34番1地先まで	新	8.50 ~ 13.55	40.7	
大谷狼煙 飯田線	珠洲市馬縹町壱五字113番2地先から	旧	4.93 ~ 9.98	71.0	"
	珠洲市馬縹町壱五字108番2地先まで	新	8.00 ~ 14.84	71.0	
"	下記区間を道路区域から除外する。				"
	珠洲市三崎町粟津八部82番3地先から 珠洲市三崎町森腰△部133番1地先まで		4.40 ~ 46.34	459.7	
粟津正院線	下記区間を道路区域に編入する。				"
	輪島市三崎町粟津八部82番3地先から 輪島市三崎町粟津水部215番1地先まで		4.40 ~ 12.37	207.4	

石川県告示第163号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年3月30日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
416号	小松市東山町つ10番2地先から 小松市東山町つ11番2地先まで	平成24年3月30日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
249号	鳳珠郡穴水町字比良イ36番3地先から 鳳珠郡穴水町字比良ニ6番1地先まで	〃	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第164号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成24年3月30日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
丸山加賀線	小松市那谷町工41番4地先から 小松市滝ヶ原町119番1地先まで	平成24年3月30日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
金沢小松線	能美市三ツ屋町口23番1地先から 能美市湯屋町4番2地先まで	〃	〃
小松鶴来線	能美市倉重町甲31番1地先から 能美市倉重町甲53番1地先まで	〃	〃
高松津幡線	河北郡津幡町字清水ト342番1地先から 河北郡津幡町字清水ト338番1地先まで	〃	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所
津幡宮島峡 公園線	河北郡津幡町字牛首へ193番1地先から 河北郡津幡町字牛首へ193番1地先まで 及び 河北郡津幡町字牛首メ29番1地先から 河北郡津幡町字牛首メ29番1地先まで	〃	〃
鈴ヶ嶺 矢波線	鳳珠郡能登町字鈴ヶ嶺ワ部2番1地先から 鳳珠郡能登町字鈴ヶ嶺ワ部34番1地先まで	〃	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
大谷狼煙 飯田線	珠洲市馬縹町壱五字113番2地先から 珠洲市馬縹町壱五字108番2地先まで	〃	〃
粟津正院線	輪島市三崎町粟津八部82番3地先から 輪島市三崎町粟津水部215番1地先まで	〃	〃

石川県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
白山市	美川都市計画道路事業3・5・1号美川大浜水源地線	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成17年8月12日から 平成27年3月31日まで

石川県告示第166号

次に掲げる告示は、平成24年3月31日限り廃止する。

- 一 石川県景観形成指導要綱(平成7年石川県告示第37号)
- 二 大規模建築物等景観形成基準(平成7年石川県告示第77号)
- 三 景観形成重要地域の指定(平成10年石川県告示第174号)
- 四 景観形成重要地域の指定(平成14年石川県告示第570号)

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第167号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 認可年月日

平成24年3月26日

2 認可を受けた者の名称

石川県

3 埋立区域

(1) 位置

輪島市輪島崎町壱部223番地及び同地番に接する第1防波堤敷の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち の地点と の地点を結ぶ平成19年秋分の日満潮位(D.L.+0.34メートル)における公有水面と1号波除堤との境界線、 の地点から の地点までを順次結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ昭和56年6月8日付け石川県指令第39号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.34メートルより決定)及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 輪島港第1防波堤灯台(北緯37度24分08秒、東経136度54分17秒)から330度44分51秒126.37メートルの地点

の地点 の地点から 233度29分27秒 73.49メートルの地点

の地点 の地点から 323度28分38秒 31.00メートルの地点

の地点 の地点から 53度28分38秒 70.00メートルの地点

の地点 の地点から 153度07分39秒 23.44メートルの地点

の地点 の地点から 62度54分13秒 8.57メートルの地点

(3) 面積

2,151.69平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 埋立て免許年月日及び番号

平成21年1月27日

石川県指令港第499号

6 法第22条第3項の市町村名

輪島市

石川県告示第168号

石川県収納代理金融機関の指定（昭和39年石川県告示第405号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表中住友信託銀行株式会社の項を削り、同表中央三井信託銀行株式会社の項を次のように改める。

三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目	県内に所在する支店	金沢支店
--------------	---------------	-----------	------

石川県告示第169号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の加賀市の表4の項中「吉田 徳蔵」を「吉田 義明」に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年3月22日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ドルフィンズ

3 代表者の氏名

松本 仁

4 主たる事務所の所在地

金沢市新神田5丁目111番地

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者の方たちに対して、体験教室の開催などによって、環境に優しいアウトドアスポーツの普及を図り、また海岸の清掃活動などによって、自然の素晴らしさやそれを守ることの重要性も伝えることで、アウトドアスポーツの振興と人々の環境保全に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

第11次鳥獣保護事業計画の策定公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画を次のとおり定めた。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

（「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。）

特定鳥獣保護管理計画の策定公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定により、特定鳥獣保護管理計画を次のとおり定めた。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

(「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。)

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルペン小松沖町店

小松市沖周辺土地区画整理地5街区

2 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 15台

(変更後) 45台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所

(変更後) 3箇所

3 変更する年月日

平成24年3月23日

4 変更する理由

来客用出入口(出入口)の廃止及び駐輪場の増設のため

5 届出年月日

平成24年3月22日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成24年3月30日から同年7月30日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年7月30日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

市町が行う土地改良事業の施行同意公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市町が行う土地改良事業の施行に同意した。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地 区 名	事 業 名	同 意 年 月 日
輪 島 市	大 和 地 区	団体営基盤整備促進事業	平成24年3月7日

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦 覧 場 所
金沢都市計画土地区画整理事業 (野々市市中南部土地区画整理事業)	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第19号

石川県選挙管理委員会組織運営規程（昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

第20条の表中 「中能登総合事務所 総務企画部総務課 長又は中能登総合事務所総務企画部 総務課長」 を 「中能登総合事務所 総務企画部企画振興課長又は中能登総合事務所総務企画部企画振興課長」 に、 「中能登総合事務所 総務企画部総務課 又は中能登総合事務所総務企画部総務課」 を

「中能登総合事務所 総務企画部企画振興課又は中能登総合事務所総務企画部企画振興課」 に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

監 査 委 員

行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

石川県監査委員 山 田 省 悟
同 盛 本 芳 久
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

第 1 公表の範囲

平成21年度に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置について、通知を受けた事項

第2 公表の概要

平成21年度行政監査「職員公舎等の管理について」において指摘した事項3件及び注意した事項18件のうち注意の1件(指摘3件及び注意17件は措置済み)について、知事から通知を受けた。

所 属 名	監 査 結 果 の 概 要	監査結果に基づき講じた措置
人事課 (奥能登総合事務所)	外壁の塗装に剥離のあるものがあった。 維持保全の観点から、常に良好な状態を保つよう適切に点検管理する必要がある。	不良箇所の補修工事を実施した。